

- (2) 受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託の範囲に、その受益権を表示する受益証券が発行されていないもののうちその受益権の譲渡が制限されているものが加えられました。
- (3) 支払の取扱者は、上場株式等の配当等に係る所得税の額からその上場株式等の配当等に係る外国所得税に相当する金額等を控除した場合には、その金額を控除したことを証する書類等をその控除した日の属する年の翌年から7年間、納税地に保存しなければならないこととされました。
- (注) この上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例の見直しは、平成30年度の税制改正において行われた見直しの内容の一部を見直したものです。

7 信託財産に係る利子等の課税の特例の見直しが行われました。

この改正は、令和2年1月1日以後に支払われる収益の分配について適用されます。

- (1) 集団投資信託の収益の分配に係る源泉徴収税額から控除することとされているその集団投資信託の信託財産について納付した所得税及び外国所得税の額の計算については、その集団投資信託の収益から収益調整金のみに係るものを除いて行うこととされました。
- (2) 受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託の範囲に、その受益権を表示する受益証券が発行されていないもののうちその受益権の譲渡が制限されているものが加えられました。
- (注) この信託財産に係る利子等の課税の特例の見直しは、平成30年度の税制改正において行われた見直しの内容の一部を見直したものです。

8 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）について、適用対象者の範囲に特定従事者^(注)が加えられました。

なお、特定従事者の相続人は、このストックオプション税制の適用はできません。

この改正は、特定従事者が中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日以後に行われる付与決議に基づき締結される契約により与えられる一定の新株予約権に係る株式について適用されます。

(注) 特定従事者とは、取締役及び使用人等以外の者で、認定新規中小企業者等が認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って活用する社外高度人材のうち、その認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の実施時期の開始等の日から新株予約権の行使の日までの間、居住者であること等の要件を満たす者をいいます。

9 公的年金等（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出をすることができないものを除きます。以下同じです。）の源泉徴収の見直しが行われました。

この改正は、令和2年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用されます。

(1) 改正前の制度の概要

国内において公的年金等の支払を受ける居住者は、原則として、毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「扶養親族等申告書」といいます。）を提出しなければならないこととされています。

この扶養親族等申告書の提出をしなかった場合の源泉徴収税額は、公的年金等の金額からその公的年金等の金額に25%を乗じて計算した金額を控除した残額に、10.21%の税率を乗じて計算することとされています。

(2) 改正の内容

- ① 国内において公的年金等の支払を受ける居住者が扶養親族等申告書の提出をしなかった場合の源泉徴収税額は、公的年金等の金額から公的年金等控除及び基礎控除に対応する控除の月割額（その公的年金等の金額の月割額の25%に相当する金額に65,000円を加算した金額）^(注1)にその公的年金等の支給月数を乗じて計算した金額を控除した残額に、5.105%の税率を乗じて計算することとされました。